

公益社団法人福岡県看護協会定款

目 次

第1章	総則（第1条—第2条）
第2章	目的及び事業（第3条—第4条）
第3章	会員（第5条—第10条の2）
第3章の2	代議員（第11条—第11条の5）
第4章	総会（第12条—第19条）
第5章	役員等（第20条—第31条）
第6章	理事会（第32条—第38条）
第7章	職能委員会（第39条）
第8章	委員会（第40条）
第9章	事務局（第41条）
第10章	支部等（第42条）
第11章	資産及び会計（第43条—第50条）
第12章	定款の変更、合併及び解散等（第51条— 第55条）
第13章	公告（第56条）
第14章	雑則（第57条）
附 則	

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人福岡県看護協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市東区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）と連携し、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が看護に関する専門教育と研鑽による看護の質の向上を図るとともに医療の担い手である看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて地域のニーズに応える看護職による訪問看護等の地域医療の推進を図ることにより、福岡県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、福岡県内において次の内容からなる事業を行う。

- (1) 継続教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護職の確保・定着等に関する事業
- (3) 看護学会の開催等、学術研究の振興に関する事業
- (4) 看護業務、看護制度等の改革・改善等に関する事業
- (5) 医療安全対策に関する事業
- (6) 災害による被災者の支援に関する事業
- (7) 訪問看護、居宅介護支援、地域密着型サービス等事業及び訪問看護の推進支援に関する事業
- (8) 地域の保健・医療・福祉活動等に関する事業
- (9) 看護の普及啓発に関する事業
- (10) 国際交流に関する事業
- (11) 施設の貸与に関する事業
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 福岡県内に勤務し、又は居住する看護職であって本会の目的に賛同して入会した者
ただし、正会員が福岡県外に勤務し、又は居住することにより会員資格を失う場合で、引き続き本会の会員であることを希望する場合は、本人の申請に基づき本会の会員資格を認めることができる。
- (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績のあった看護職（過去に看護職であった者を含む）であって理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、本会が指定する手続きにより、入会を申し込まなければならない。

- 2 本会の正会員は、日本看護協会に正会員としての加入を申し込むものとする。
- 3 本会又は日本看護協会を除名されてから5年を経過していない者の入会はこれを認めない。

(会費)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費については、その2分の1以上は公益目

的事业のために充てるものとする。

(正会員の権利)

第7条の2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、第3章の2に規定する代議員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第58条第3項の権利（社員総会の決議の省略に関する書面の閲覧等）
- (7) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(退会)

第8条 会員は、所定の手続きにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総代議員の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は定款細則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 前各号に準ずるその他の正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。ただし、第1号及び第3号の適用については正会員に限る。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 正当な理由なく、第7条第1項の会費を前年度末までに納入しなかったとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 日本看護協会の会員であったものが、その資格を喪失したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条の2 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章の2 代議員

(代議員の定数その他)

第11条 本会に代議員を置く。代議員は180名以上220名以内とする。

2 代議員は、正会員の中から定款細則の定めるところにより、第10章で定める地区支部ごとに概ねそれぞれの正会員数に応じた割合の代議員が選出されるものとする。端数の取扱いは、理事会で定める。

3 第2項の代議員をもって、法人法上の社員とする。

4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5 代議員選挙は、地区支部を選挙区として実施する。

6 正会員は第4項の代議員選挙に立候補することができる。

7 第4項の代議員選挙において、代議員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

(代議員の選挙及び任期)

第11条の2 前条第4項の代議員選挙は1年に1度行うこととし、代議員の任期は選出の翌年度の4月1日から2年間とする。

2 代議員は再任を妨げないが、通算2期4年を超えて在任することができない。

3 代議員選挙は、代議員の定数（220名）の半数ずつを改選するものとする。

4 任期の満了により退任した代議員は、新たに選出された代議員が就任するまで、なお代議員としての権利

義務を有する。

- 5 辞任により退任する代議員は、当該辞任により第11条第1項の代議員数（180名）を下回ることになった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、第11条の3で定める補欠選挙により新たに代議員が選出されるまで、なお代議員としての権利義務を有する。
- 6 代議員が総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての決議権を有しないものとする。

（代議員の欠員）

- 第11条の3 代議員の辞任等により、代議員の数が定数（220名）を下回る場合、次に行う代議員選挙と同時に、補欠選挙を行うことができる。
- 2 代議員の辞任等により、代議員の数が第11条第1項に定める代議員の定数（180名）を下回る場合、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
 - 3 前項の補欠選挙は、次に行う代議員選挙と同時に行うことができる。
 - 4 補欠選挙に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
 - 5 補欠選挙により選出された代議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（代議員資格の喪失）

- 第11条の4 代議員は、本会に所定の辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。ただし、当該辞任が第11条の2第5項に該当する場合、第11条の2第5項で定める期間において、なお代議員としての権利義務を有する。
- 2 代議員が任期中に所属地区支部を移動し選挙区に変更が生じた場合であっても、当該任期中においては、選出された選挙区の代議員としての資格は保持するものとする。
 - 3 前項にかかわらず、代議員は第8条から第10条に掲げる事由により正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

（代議員の報酬等）

- 第11条の5 代議員は無報酬とする。
- 2 代議員には費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、定款細則に定める。

第4章 総会

（構成及び議決権）

- 第12条 総会は、総代議員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
 - 3 総会には代議員以外の会員も参加し、議長の指定するところにおいて、議題について質疑し意見を述べるることができるものとする。
 - 4 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更に関する事項
- (6) 各事業年度の決算の承認
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（通常総会及び臨時総会）

- 第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、毎年1回6月に開催する。
 - 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総代議員の10分の1以上から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項（以下、「総会の日時等」という。）を開催2週間前までに、書面又は電磁的方法により代議員に通知しなければならない。
 - 5 すべての会員に対しても、電磁的方法又は総会前に発行する機関紙により、総会の日時等を通知すること

ができる。

(議長)

第15条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は3名とし、総会において、その都度出席代議員の中から選任する。
- 3 議長は、議長団がこれを定める。

(定足数)

第16条 総会は、総代議員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第17条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は代議員として決議に加わることができない。ただし、出席数からは除かない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の事項は総代議員の3分の2以上の議決を必要とする。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併又は事業の全部譲渡
 - (5) 解散
 - (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (7) その他法令で定められた事項

(書面による表決等)

第18条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により書面で表決した者又は表決を委任した者は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

- 2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印（電子署名を含む。以下、同じ）をしなければならない。

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上、21名以内
- (2) 監事 3名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常任理事、4名を職能理事（保健師1名、助産師1名及び看護師2名）、10名を地区理事、1名を准看護師理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 監事のうち、1名を公認会計士又は税理士とする。

(役員等の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者、副会長候補者、専務理事候補者及び常任理事候補者から会長、副会長、専務理事及び常任理事を選定する方法によることができる。

(役員欠格事由)

第22条 次に掲げる者は本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第23条 前条に該当するに至った者は、該時点でも本会の役員資格を喪失する。

(役員親族等割合の制限)

第24条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、

第5章 役員等

理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 他の同一の団体（認定法第5条第11号の公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 本会が保有する株式（出資）について、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 4 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をすおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をすおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員任期）

- 第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員は引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
 - 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 第20条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

（報酬等）

- 第29条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

（役員責任免除）

- 第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、

本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定より、この責任は、総代議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

3 本会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第31条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問は、役員を兼ねることができない。

4 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。

5 顧問の任期は、2年以内とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な職員の選任及び解任

(2) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止

(3) 会の業務の適正を確保するための体制の整備

(4) 第30条の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年6回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第26条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

4 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

5 前項の規定により議決したときは、次の理事会でその結果を報告しなければならない。

(招集等)

第35条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面又は電磁的方法により、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した招集通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。かつ、会長、副会長、専務理事、常任理事及び職能理事の現在数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

第7章 職能委員会

(職能委員会)

第39条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会Ⅰ
- (4) 看護師職能委員会Ⅱ

- 2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師、看護師担当の職能理事をもって充てる。
- 4 各委員会は、委員長(職能理事)及び委員8名以内をもって構成する。ただし、看護師職能委員会Ⅰの委員は10名以内とし、そのうち2名以上は准看護師とする。
- 5 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
- 6 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

- 第40条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、総会、理事会その他の法定機関の権限を冒すものではないものとする。
 - 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
 - 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、総務部長及び所要の職員を置く。
 - 3 総務部長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 支部等

(地区及び地区支部)

- 第42条 本会の目的を達成するために、地区及び地区支部を置く。
- 2 地区及び地区支部の分割及び運営については細則に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

- 第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
 - 3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に福岡県知事に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第49条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総代議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の決議を経なければならない。

(会計の規程等)

第50条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総代議員の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく福岡県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 本会は、総会において総代議員の3分の2以上の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第53条 本会は、総会において総代議員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告

(公告方法)

第56条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第14章 雑則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第46条第1項の定めにかかわらず、後段の予算等については、認定法第21条第1項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 本会の最初の会長は、神坂登世子とする。
- 5 本会の最初の副会長は、丸山眞紀子、野口久美子とする。
- 6 本会の最初の専務理事は、清岡佳子とする。
- 7 本会の最初の常任理事は、田代多恵子とする。

附 則（平成24年6月23日）

- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。

附 則（平成26年6月21日）

- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。

附 則（平成28年6月18日）

- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。

附 則（平成30年6月30日）

- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。

附 則（令和4年6月23日）

（施行期日）

第1条 この改正定款は、総会の承認を得た日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 代議員制の選挙を定める規定（第11条第1項及び第2項、第4項から第7項、第11条の2第1項、第11条の4第2項及び第3項） 最初の代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日
- 二 代議員制にかかる規定（第5条第2項の削除、第7条の2、第9条（ただし第9条第1項第3号に限り、

本条柱書のとおり施行）、第11条第3項、第11条の2第2項から第6項、第11条の3、第11条の4第1項、第11条の5、第12条、第14条第3項から第5項、第15条第2項、第16条、第17条、第18条、第28条、第30条、第49条第1項、第51条第1項、第52条、第53条） 最初の代議員選挙で選出された代議員の任期が開始する日

（最初の代議員選挙）

第2条 最初の代議員選挙は令和5年度中に実施し、当該代議員選挙においては、第11条第1項に定める代議員数（220名）を選出する。

2 前項の代議員選挙で選出された代議員のうち半数の者の1期目の任期は、令和6年4月1日から1年間とする。

3 前項の1期目の任期が1年間となる代議員については、最初の代議員選挙にて定める。

（法人法上の社員）

第3条 最初の代議員の任期が開始するまでの間、すべての正会員は、法人法上の社員としての地位を有する。

2 最初の代議員の任期が開始する日、すべての正会員は、法人法上の社員としての地位を失い、代議員が法人法上の社員としての地位を取得する。

（経過措置）

第4条 最初の代議員の任期が開始するまでの間、最初の代議員選挙で代議員として選出された者は、本会に所定の届出を行うことにより、代議員を辞退することができる。

2 前項の場合、最初の代議員の任期が開始するまでの間に限り、当該選挙区で獲得投票数が最も多い落選候補者を代議員として選出する。

3 前各項の規定は、前項の規定により選出された落選候補者が代議員を辞退した場合について準用する。